

5 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
34	1111 予防医師居宅療養Ⅰ1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 500 単位	500	1回につき	
34	1113 予防医師居宅療養Ⅰ2			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位	450		
34	1112 予防医師居宅療養Ⅱ1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 290 単位	290		
34	1114 予防医師居宅療養Ⅱ2			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 261 単位	261		
34	2111 予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	500 単位	500		
34	2112 予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	450 単位	450		
34	1221 予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	550 単位	550	
34	1222 予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	650		
34	1251 予防薬剤師居宅療養Ⅰ2		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	385 単位	385		
34	1252 予防薬剤師居宅療養Ⅰ2・特薬		特別な薬剤の場合 + 100 単位	485			
34	1223 予防薬剤師居宅療養Ⅱ1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	500 単位	500
34	1224 予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	600	
34	1255 予防薬剤師居宅療養Ⅱ2			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	500 単位	500
34	1256 予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	600	
34	1225 予防薬剤師居宅療養Ⅱ3		(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	350 単位	350
34	1226 予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	450	
34	1253 予防薬剤師居宅療養Ⅱ4			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	350 単位	350
34	1254 予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	450	
34	1131 予防管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	530 単位	530		
34	1132 予防管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	450 単位	450		
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	350 単位	350		
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	300 単位	300		
34	1261 予防看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	400 単位	400		
34	1262 予防看護職員居宅療養Ⅰ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	360		
34	1263 予防看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	360 単位	360		
34	1264 予防看護職員居宅療養Ⅱ・准看			准看護師が行う場合 × 90%	324		